

会 議 録

会議の名称	平成 27 年度第 13 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 28 年 3 月 2 日（水）午前 10 時 00 分から午前 10 時 26 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	鈴木宏一委員長・平井勝委員長職務代理・上原敏彦委員 菱川勝也事務局長補佐・山本直哉主任
議 題	議案第 31 号 平成 28 年 3 月 2 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について 議案第 32 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第 33 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について そ の 他
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長          本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。          定刻となりましたので、ただいまから平成 27 年度第 13 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。          本日は添島委員から欠席の連絡がありました。          地方自治法第 189 条第 1 項で選挙管理委員会は 3 人以上の委員の出席を必要と定められており、3 人の委員が出席しておりますので本日はこのまま委員会を開催します。          本日の議案は 3 件及びその他でございます。          初めに、議案第 31 号『平成 28 年 3 月 2 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局          それでは、議案の説明をさせていただきます。          資料の 1 ページをお開きください。          議案第 31 号『平成 28 年 3 月 2 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を御説明いたします。          本案は、公職選挙法第 19 条（永久選挙人名簿）第 2 項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。          2 ページから 10 ページまで、各投票区及び各投票区に属する町丁目別に登録者数を調製</p>	

しております。

内容につきましては、資料の左から、各投票区等の別、前回登録者数、新規登録者数、抹消者数、市内転居、今回登録者数となっております。

新規登録者のうち、転入は住所要件として平成27年12月1日以前に転入届出を行った者、新成人は年齢要件として平成8年3月2日以前に出生した者、その他の新規登録者は住所設定、帰化等でございます。

抹消者のうち、転出は転出後4か月を経過するに至った者及び死亡、その他は職権消除等でございます。

市内転居については、市全体としては増減がありませんので、10ページに記載の総合計欄は、男性・女性それぞれ0人となっております。

10ページをお開きください。一番右の欄が今回の名簿登録者となります。平成28年3月2日現在の定時登録者総数は、男性が前回より14人減、女性が前回より25人増、合計で11人増となり、男性78,562人、女性83,798人の計162,360人となるものでございます。

次の11ページは公職選挙法第23条（縦覧）第1項の規定に基づく選挙人名簿（定時登録）の縦覧場所及び縦覧期間の告示（告示第15号）の写し、12ページは公職選挙法第30条の7（在外選挙人名簿に係る縦覧）第1項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧場所及び縦覧期間の告示（告示第16号）の写し、13ページは地方自治法第74条（条例の制定又は改廃の請求とその処置）第5項及び第75条（監査の請求とその処置）第5項の規定による選挙人名簿登録者数の50分の1の数の告示（告示第17号）の写し、14ページは地方自治法第76条（議会の解散の請求とその処置）第4項、第80条（議員の解職の請求とその処置）第4項、第81条（長の解職の請求とその処置）第2項及び第86条（主要公務員の解職の請求とその処置）第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条（解職請求）の規定による選挙人名簿登録者数の3分の1の数の告示（告示第18号）の写しを、それぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、議案第31号『平成28年3月2日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第31号『平成28年3月2日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第32号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第33号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。15ページをお開きください。

議案第 32 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第 30 条の 6（在外選挙人名簿の登録）第 1 項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、16 ページに記載の男性 2 人、女性 1 人の計 3 人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

続けて、資料 17 ページ、議案第 33 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第 30 条の 11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、18 ページに記載の男性 5 人、女性 3 人の計 8 人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性 109 人、女性 113 人、計 222 人となります。

以上で、議案第 32 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第 33 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 32 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 33 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

2 月 16 日の東京都市選挙管理委員会連合会の委員長・委員合同研修会は、お忙しいところ御出席いただき、大変ありがとうございました。

また、委員長には 2 月 29 日開催の東京都市選挙管理委員会連合会の役員会、委員長会にも御出席いただきありがとうございました。

2 月 26 日から平成 28 年第 1 回西東京市議会定例会が開催されております。3 月 30 日までの予定です。

選挙管理委員会に対しての代表質問及び陳情はございませんでした。

次に、公職選挙法の改正についてです。

選挙権年齢の引下げ及び住所要件に関するそれぞれの改正法案が成立し、事務局でもシステム改修への対応をしているところです。

この2件とは別に、報道等もされているところですが、共通投票所と期日前投票所の時間延長について、審議されることが予定されています。

共通投票所は、基本的には、現行の投票所に加えて、投票区に関わらず投票できる投票所を新たに設定するというものです。報道等では、既存の投票所の、どこに行っても投票できるというようなイメージですが、そうではありません。どこの投票所でも投票できるということになりますと、投票区概念がなくなることから、原則的にはそういう考えのものではありません。

しかしながら、どこの投票区の方でも投票できる投票所を新たに設定すると、二重投票を防ぐ観点から、結果として全投票所をオンラインで結ぶ必要があります。また、セキュリティの面から専用線で結ぶ必要があり、投票所が多いほど、経費も掛かることとなります。システムダウンしたときの対応など課題も多いです。

もう一つの、期日前投票所の時間延長については、現在午前8時30分から午後8時までとなっている時間を朝夕で延長できるとするものです。原則的には、商業施設等に設定されている期日前投票所において、その施設の営業時間等を考慮し延長できるという趣旨になります。

いずれの改正案も、各市区町村選挙管理委員会の裁量で決定できるとされております。

この改正案については法律案の上程もなされておられません。仮に年度内に改正法案が成立したとしても、少なくとも今夏の参議院議員選挙において対応する市区町村は、東京都内においては無いと聞いており、事務局としても、今のところは対応することは難しいものと考えております。動向については、今後も注意していきます。

この2件とは別に、大学構内に期日前投票所を設置することを総務大臣が衆議院予算委員会で発言し、新聞報道もされています。実際に松山大学を始め12の大学で既に実績があり、都内では八王子市でも学生からの要望があるようです。ただ、若い世代への選挙への意識向上に効果が見込まれると思われる一方で、都内の大学では、大学所在地と学生の住所地が異なるため、仮に大学構内に期日前投票所を設置しても、利用できる学生は多くないと思われることや、夏休み等の長期休業や試験期間等の場合の構内への立ち入りの制約などから、実施に至っておりません。

西東京市においても、大学は武蔵野大学がありますが、オンラインで結ぶ際のセキュリティの問題等もあり、やはり今のところ、対応は難しいものと考えております。

大学構内に期日前投票所設置については、委員の皆様から御意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

○ 各委員

大学構内に期日前投票所を設置することに関連して、滞在先での不在者投票の際に記載する宣誓書兼請求書をプリントアウトして置いてみてはどうか。

○ 事務局

西東京市では、市のホームページから宣誓書兼請求書をPDFで印刷ができるようになっております。

学生の方は、何か疑問があった場合にインターネットを利用して調べることが多いと思います。そのため、プリントアウトした宣誓書兼請求書を校内に配置するよりも、市のホームページで確認していただく方が良いかと思われまます。

- 各委員  
分かりました。  
市のホームページから印刷できるのであれば、良いでしょう。
- 事務局  
他に御意見は、ございますか。
- 各委員  
特にありません。
- 事務局  
次は、選挙啓発としての出前講座及び模擬投票の実施についてです。  
市内の学校で1月29日（金）に続いて、2月9日（火）に模擬投票を、2月22日（月）に出前講座をそれぞれ実施いたしました。実施した学校の先生方、生徒さんからも好評を得ており、また先生方と意見交換をすることもできました。今後も続けていければと考えております。  
農業委員会委員選挙人名簿について、昨年までは『農業委員会等に関する法律』に基づき、各種の事務手続の上、毎年1月1日現在で調製、3月31日をもって確定しておりましたが、昨年の法律改正により、農業委員会の委員は市長が選任することとなりましたので、本年から農業委員会委員選挙人名簿に係る選挙管理委員会の事務はありません。  
続いて日程等についてです。  
参議院議員選挙に関して東京都内の各選挙管理委員会の委員長会議が4月22日に開催される予定となっております。  
東京都市選挙管理委員会連合会の平成28年度の総会が4月28日に開催される予定となっております。  
お配りした今後の主な日程により御確認いただき、日程の確保をよろしくお願いいたします。  
この他に西東京市明るい選挙推進委員について、平成27年度で任期満了となり、新たに委嘱する必要があることから、西東京市明るい選挙推進委員会の総会の席上で委嘱式を執り行う予定です。日程は未定ですが、できましたら御出席いただき、委員長から委嘱状をお渡ししたいと考えております。  
報告は以上です。  
次回の開催はいかがでしょうか。
- 委員長、各委員  
4月7日の午前10時からとします。
- 事務局  
かしこまりました。  
事務局からの連絡は以上です。
- 委員長  
事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成27年度第13回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前 10 時 26 分 終了

以上